

マンション修繕債券積立制度 手続規定

制定	平成13年 2月22日
改正	平成16年 1月28日
改正	平成17年 1月28日
改正	平成18年 1月27日
改正	平成19年 1月26日
改正	平成20年 1月15日
改正	平成21年11月24日
改正	平成22年11月15日
改正	平成23年 9月26日
改正	平成25年 9月27日
改正	平成26年10月27日
改正	平成27年10月 8日
改正	平成28年10月13日

この手続規定は、マンション修繕債券積立制度（住宅宅地債券〔マンション修繕コース〕と同義、以下「本制度」といいます。）の取引について、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）及び公庫が指定する事務受託銀行（以下「事務受託銀行」といいます。）と本制度に係る積立てを行うマンション管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定する区分所有者の団体をいいます。以下同じ。）との間の取扱いを記載したものです。

本制度に係る積立てを行うマンション管理組合については、この手続規定について承諾したものとします。

〔制度についての基本規定〕

1.（債券の積立てについて）

- (1) 積立てとは、マンション管理組合が、原則として、マンション全体の1年当たりの修繕積立金に、前年度決算における修繕積立金会計の残高（定期的に積み立てた修繕積立金の残高や修繕積立基金の残高など修繕積立金会計の各科目の残高の合計額から借入金を除いた額をいいます。）を加えた金額の範囲内で、公庫が発行する債券を購入することを指します。
- (2) 公庫は、積立てを行うマンション管理組合の募集を、年1回行い、マンション管理組合は、公庫が定める応募手続（以下「応募手続」といいます。）に従い、毎年1回の応募ができます。
- (3) 公庫は、応募してきたマンション管理組合の審査を行い、適格と認めるマンション管理組合を、公庫が定める募集口数の範囲内で積立てができるマンション管理組合として選定します。募集口数を超える応募があった場合には、公庫が別に定める方法により抽せんを行い、積立てができるマンション管理組合を選定します（これらの手続により公庫が選定したマンション管理組合を以下「積立組合」といいます。）。
- (4) 積立組合は、応募した年度（以下「募集年度」といいます。）に初回の債券の購入を行うこととし、以降、毎年1回、10年間行うことができます。（この最高10回の債券の継続的購入を、以下「募集年度の積立て」といいます。）
- (5) 積立ての最低単位は1口50万円です。積立組合は、応募時に届け出た積立希望口数（以下「積立口数」といいます。）を、毎年積立てることとなります。口の分割及び口数の変更はできません。
- (6) 購入された債券は、債券の発行日をもって積立組合の代わりに公庫が全額保護預りします。17記載の場合以外に、積立組合が債券を払出すことはできません。
- (7) 既に積立てしている積立組合も、追加で別の募集年度に応募することができます。(3)については、この場合も同様とします。

2.（債券について）

- (1) 積立組合が購入する債券は、公庫が積立組合向けに発行する、期間が10年の利付債券（沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券）です。

- (2) 債券の利息等の発行条件は、公庫が債券の発行の前にこれを定め、各年の債券購入の手續に係る申込証に記載します。
- (3) 債券の発行は、毎年1回、3月22日（その日が銀行休業日の場合は直後の営業日）に行います。

3. (確認手續等)

- (1) 本制度はマンション管理組合専用の制度であり、個人及びマンション管理組合以外の法人・団体等による応募はできません。
- (2) 本制度に応募するマンション管理組合は、応募手續の際に、当該組合がマンション管理組合であることを証明する公庫が指定する書類（以下「マンション管理組合の確認書類」といいます。）を公庫へ提出してください。
- (3) 本制度への応募、取引に関する書類の記入、押印その他の手續に必要な行為を行う方は、マンション管理組合（1(3)記載の積立組合選定後は積立組合。以下同じ。）の代表者（以下「代表者」といいます。）に限ります。本制度に応募するマンション管理組合は、応募手續の際に、代表者の代表権等を証明する公庫が指定する書類（以下「代表権等の確認書類」といいます。）を公庫へ提出してください。また、積立組合は、募集年度の積立ての初回の債券購入手續の際に、応募手續時のものとは別に公庫が指定する代表権等の確認書類を事務受託銀行の取扱店へ提出してください。代表者が、書類の記入、押印その他の手續に必要な行為を行った場合、そのためにいかなる損害が生じても、代表者の過失又は悪意の有無にかかわらず、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。また、代表者以外の方が、書類の記入、押印その他の手續に必要な行為を行った場合、そのためにいかなる損害が生じても、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) (1)から(3)までの手續がなされない場合、積立組合がマンション管理組合であることが確認できない場合又は積立組合が申し出た代表者の代表権が確認できない場合、積立組合は積立ての資格を失い、初回及び2回目以降の債券購入はできません。2回目以降の債券購入その他の取引に関する手續についても、公庫の求めに応じ手續がなされない場合又は公庫の求めに応じマンション管理組合の確認書類若しくは代表権等の確認書類が提出されない場合は、積立ての資格を失います。

4. (確認書類等)

マンション管理組合の確認書類、代表権等の確認書類その他の手續に必要な書類について、偽造、変造、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。

5. (印鑑照合等)

- (1) 積立組合は本制度の取引に使用する印鑑（以下「届出印」といいます。）を、初回の債券購入手續の際、公庫に1つ届け出るものとします。1(7)に基づき複数の募集年度で積立てを行う積立組合についても、各募集年度の積立て毎に異なる印鑑を使用することはできません。
- (2) 届出印については、法人登記された積立組合の場合には当該組合の印鑑証明のある印、法人登記されていない積立組合の場合には当該組合の印（理事長印等）を届け出てください。
- (3) 公庫及び事務受託銀行が諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合、それらの印鑑又は書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。

6. (積立手帳について)

- (1) 募集年度の積立ての初回の債券購入の手續に先立ち、公庫は積立組合に積立手帳を1通発行します。積立組合がその募集年度の積立てに係る取引により保有する債券が保護預りとなっている間、又は積立組合がその募集年度の積立てに係る取引により積立ての資格を有している間、これを積立組合を特定する証として取扱いますので、大切に保管してください。1(7)に基づき複数の募集年度で積立てを行う積立組合に対しては、各募集年度の積立ての初回の債券購入の手續に先立ち積立手帳を各1通発行します。
- (2) 公庫所定の取引の際には、公庫が指定する手續書類と併せて、積立手帳を提出してください。
- (3) 積立手帳を、盗難、不正使用等が発生しないよう、厳重に保管するとともに、代表者の交代時には遅滞なく交代後の代表者に引き渡してください。積立手帳の盗難、不正使用、偽造、変造その他の事故があった場合、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。

- (4) 積立手帳には、公庫が付与した、積立組合を特定する積立組合番号及び募集年度の積立てを特定する積立手帳番号が表記されます。積立組合番号及び積立手帳番号は積立組合だけの固有番号ですから、公庫及び事務受託銀行への手続又は連絡の際には、この番号を所定の書類に記入し、又はお知らせください。また、1(7)に定める応募を行う場合、公庫に対し、積立組合番号を申告する必要があります。
- (5) 積立手帳を譲渡し、又は質入れすることはできません。

7. (積立資格の喪失について)

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、積立組合は、各募集年度の積立て毎(積立手帳番号毎)に、その後の積立ての資格を失います。

- (1) 積立組合が、債券購入を行わなかった場合(22(5)に定める場合を含みます。)
- (2) 積立組合が、積み立てた債券のすべてにつき買入消却を受け、かつ買入消却の請求(以下「買入請求」といいます。)の手続において積立ての中止の意思表示を行った場合
- (3) 積立組合が、やむを得ない理由により債券の保護預りを解除した場合
- (4) 公庫の求める手続及び書類の提出がなされない場合
- (5) その他公庫が積立ての資格の取消が必要と判断した場合

〔手続についての基本規定〕

8. (手続書類の提出方法について)

- (1) 本制度における積立組合の手続においては、積立金の振込みを除き、公庫が指定する手続書類を事務受託銀行の取扱店に郵送することにより行います。書類の提出はすべて郵便によることとし、持参による提出は受け付けません。
- (2) 郵送の期限については、各取引毎に公庫が定めます。この期限を過ぎて事務受託銀行に到着した手続書類については、手続が成立しない、あるいは相当期間遅延することがあります。なお、そのために積立組合に生じた損害については、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。

9. (取引書類の送付について)

公庫及び事務受託銀行から積立組合に送付する本制度の取引・手続に係る書類等は、代表権等の確認書類で届け出られた代表者(以下「届出の代表者」といいます。)あて又は公庫が指定する手続書類により積立組合が指定した管理会社(以下「管理会社」といいます。)あてに郵便又はこれに準ずる方法で送付します。

10. (手続書類の延着及び未着について)

- (1) 公庫又は事務受託銀行の取扱店あてに、積立組合が各取引に必要な各種書類を郵便又はこれに準ずる方法で送付した場合で、当該書類が延着し、又は到達しなかったときには、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (2) 9記載の内容に従い、届出の代表者又は管理会社あてに公庫又は事務受託銀行が通知又は送付書類を発送した場合には、当該書類が延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (連絡先)

公庫又は事務受託銀行は、届出の代表者に連絡がとれない場合に、マンション管理組合が応募時に届け出た連絡先(23に基づき、連絡先の変更の届出を行った場合は積立組合が届け出た連絡先)に対して、取引に関し連絡することがあります。

〔債券の保護預りについての規定〕

12. (保護預りの範囲)

積立組合は、募集年度の積立ての初回の債券購入の手続時に、必ず、公庫が指定する書類をあらかじめ提出することで債券の保護預り依頼を行うものとし、債券は、発行と同時に公庫がこれを全額保護預りします。

13. (債券の保管方法)

- (1) 公庫が保護預りする債券は、公庫が善良なる管理者の注意義務をもって、所定の場所(事務受託銀行)

振込手数料は積立組合の負担となります。この場合、事務受託銀行は、振込額の中から事務受託銀行所定の手数料相当額を差し引いて振込みます。

〔債券の積立てについての規定〕

22. (積立手続等)

- (1) 毎年の債券の購入に当たっては、積立組合は、募集年度の積立ての初回の債券購入手続の際、公庫が定める積立金の振込受付期間（以下「積立金振込受付期間」といいます。）内に、全国銀行データ通信システムによる振込みが可能な国内の金融機関から、事務受託銀行の指定する口座に当該債券に係る積立金（以下(6)記載の債券発行に係る払込金に充当されるまでの間、これを「申込証拠金」といいます。）を振込むとともに、公庫が定める積立てに必要な書類の受付期間（以下「積立必要書類返送受付期間」といいます。）内に、公庫の指定する書類を事務受託銀行の取扱店に郵送してください。この場合、振込みに係る振込手数料は積立組合の負担となります。
- (2) 9に従って公庫が届出の代表者又は管理会社にあてて送付した申込証に、何らかの署名がなされて事務受託銀行に提出された場合は、これを積立組合の代表者による債券購入の申込みとみなします。
- (3) 届出の代表者以外の方による署名がなされた申込証が事務受託銀行に提出された場合、(2)により当該申込みは積立組合の代表者によってなされたものとみなします。ただし、公庫及び事務受託銀行はこれをもって代表者変更の届出がなされたとは取り扱いませんので、代表者変更があった場合には、23に定める手続により速やかに届け出て下さい。なお、この手続が遅れたことにより生じた損害については、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) 申込証拠金は、口座引落及びATM利用による払込みはできません。
- (5) 次の①から⑥までの要件のいずれか一つでも満たさない場合、債券の購入はできません。①から⑥までの要件をすべて満たせば債券の購入は成立し、債券の発行日以降いかなる理由があっても当該購入の取消しはできません。
 - ① 積立必要書類返送受付期間内に、申込証その他公庫が定める書類が、事務受託銀行の取扱店に到着していること。
 - ② 積立組合による債券購入の申込み（(2)の場合の申込みを含む。）であること。
 - ③ 積立組合が積立ての資格を失っていないこと。
 - ④ 積立金振込受付期間内に申込証拠金が、事務受託銀行の指定する口座に振込まれていること。
 - ⑤ 申込証に記載された金額と、振込まれた申込証拠金の金額が一致していること。
 - ⑥ 振込まれた申込証拠金の金額が「50万円×積立口数」の算式により算出した金額と一致していること。
- (6) (5)記載の申込証拠金は、債券の発行日に債券購入のための払込金に充当されます。この場合、振込日から債券の発行日までの利息はつきません。
- (7) 積立組合は、積立てた債券につき、25に基づいて一部又は全部の買入消却を受けた後も、積立て中止の申出を行わない限り、積立てを継続することができます。
- (8) 1(7)に基づき複数の募集年度の積立てを行っている積立組合は、各募集年度の積立て毎（積立手帳番号毎）に積立ての手続書類を提出してください。また、積立てに係る振込みについても、各募集年度の積立て毎（積立手帳番号毎）に各々振込みを行うこととし、複数の募集年度にわたる合計金額での振込みは行うことはできないものとします。積立てている各募集年度の積立ての手続が行われない場合は、手続がされなかった募集年度につき、積立ての資格を失います。

〔届出事項の変更等についての規定〕

23. (届出事項の変更等)

- (1) 公庫に届け出た代表者の氏名及び住所、積立組合の名称及び所在地、連絡先その他の変更並びに募集年度の積立ての初回の債券購入の手続時に届け出た届出印、元利金自動振込先口座その他の届出事項の変更（以下「届出事項の変更」といいます。）があった場合には、届出の代表者（代表者の変更の場合は、変

更後の代表者)は、直ちに事務受託銀行の取扱店に対し、公庫が指定する手続書類により届け出てください。この場合、公庫の指定する事項の変更については、積立手帳をあわせて提出してください。この届出の前にこの届出を行わなかったことにより生じた損害については、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。

- (2) 1(7)に基づき複数の募集年度の積立を行っている積立組合が届出事項の変更の手続を行う場合は、すべての募集年度に係る積立についての手続となります。
- (3) 届出事項の手続から、公庫及び事務受託銀行から送付される書類及び郵送物の宛先等への届出事項変更の反映までは、相当の期間を必要とする場合があります。これらの反映が完了し次第、公庫から届出の代表者又は管理会社にあてて、「代表者等変更手続完了のお知らせ」が送付されます。なお、届出印の変更については、事務受託銀行から届出の代表者又は管理会社にあてて、手続が完了した旨を通知します。
- (4) 届出の代表者又は管理会社にあてて公庫又は事務受託銀行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

〔積立手帳・届出印の紛失等についての規定〕

24. (積立手帳・届出印の紛失等)

- (1) 積立手帳や届出印を失った場合には、届出の代表者は直ちに事務受託銀行の取扱店に電話で連絡してください。当該取扱店は直ちに届出事項の変更受付、買入請求受付の停止の措置を行うとともに、利払、買入消却及び満期償還の各取引に係る支払の停止の措置を行います。この連絡の前に生じた損害及び支払の停止の措置による損害については、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (2) 1(7)に基づき複数の募集年度で積立を行っている場合、(1)記載の届出事項の変更受付停止の対象は、積立組合が積立を行っているすべての募集年度の積立対象となります。買入請求受付の停止及び利払、買入消却並びに満期償還の各取引に係る支払の停止は、積立手帳又は届出印を失った場合には、積立組合が積立を行っているすべての募集年度の積立に係る債券が対象となります。
- (3) 公庫及び事務受託銀行は、(1)の支払の停止の措置について、当該取引が予定されている日の2営業日前以降に連絡された場合、当該取引の支払停止はできないことがあります。停止の措置ができないことにより生じた損害については、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) (1)の連絡の後、直ちに公庫が指定する書類を、事務受託銀行へ提出してください。
- (5) 届出事項の変更受付停止及び買入請求受付停止の解除、積立手帳の再発行並びに利払、買入消却及び満期償還の各取引に係る支払停止の解除については、公庫所定の手続を行った後に行います。この場合、相当の期間を必要とすることがあります。

〔買入消却(中途換金・解約)についての規定〕

25. (買入消却等)

- (1) 買入消却の手続は、各募集年度の積立毎(積立手帳番号毎)に行います。1(7)に基づき、複数の募集年度で積立を行っている積立組合については、それぞれの積立について一部又は全部の買入消却を請求できます。
- (2) 積立組合は、次の①又は②の場合に限り保護預り債券の全部又は一部について買入消却を請求できるものとします。
 - ①マンション共用部分の改良工事を行う場合(各募集年度の積立毎(積立手帳番号毎)に積立開始日の翌日から1年を経過している場合で、公庫による審査を受け、公庫が承認した場合に限ります。)
 - ②マンションに係る不慮の事故等への対応の場合(公庫による審査を受け、公庫が承認した場合に限ります。)
- (3) 積立組合は積立した債券につき、発行後2ヵ月以内の債券及び買入日が属する月に満期償還を迎える債券を除き、1口50万円(ただし、募集年度が平成14年度以前分については1口100万円)単位で、募集年度の積立毎(積立手帳番号毎)に発行日の古い債券から順に買入消却を受けることとなります。

- (4) 一部の債券の買入れの場合には、買入消却する口数を指定してください。
- (5) 全部を買入消却した場合でも、買入請求手続の際に積立組合からの積立てを中止する旨の申出がない限り、次回からの積立てを継続できます。
- (6) 買入代金の額は、額面金額とします（買入価額は額面100円につき100円とします）。買入消却を行う場合には、買入日に、買入代金と併せて、直前の利払日の翌日から当該買入日までの経過期間に応じて、公庫が定める方法により計算した利息額から源泉徴収税額を差し引いた額を、19から21までに記載の方法により支払います。

26. (買入消却の手続)

- (1) 買入日は毎月1回とし、毎月10日（その日が銀行休業日の場合は直前の営業日）とします。
- (2) 買入消却の手続の際は、公庫が定める債券買入請求書に届出の代表者の氏名・住所及び届出の代表者以外の会計担当役員等の氏名・連絡先等を記入し、届出印を押印の上、(3)記載のとおり事務受託銀行の取扱店に到着するよう買入消却を行う債券に係る積立手帳とともに提出してください。(3)の記載のとおり到着しない場合、それにより生じた損害については、公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (3) (2)記載の債券買入請求書及び積立手帳の提出については、買入日の属する月の前月1日から同月15日までの消印を得て、買入日の属する月の前月20日までに事務受託銀行の取扱店に到着するよう郵送してください。
- (4) 買入消却は各募集年度の積立て毎（積立手帳番号毎）に何回でも請求することができます。ただし、同一募集年度の積立て（同一積立手帳番号）の同一買入月において買入消却を複数回請求することはできません。
- (5) 買入消却に際しては、債券買入請求書に記載された届出の代表者以外の会計担当役員等に対して、公庫から買入消却の意思確認をさせていただきます。買入日の属する月の前月末日（その日が銀行休業日の場合は直前の営業日）までに買入消却の意思確認がとれ次第、買入消却の手続を進めさせていただきます。この買入消却の意思確認がとれず、買入消却の手続を進めることができなかつた場合、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (6) 買入消却の受付手続が完了し次第、「買入計算書」が届出の代表者又は管理会社あてに送付されます。当該代表者は買入消却の内容と、元利金自動振込先口座を確認した上で、誤りがあれば事務受託銀行の取扱店に直ちに連絡してください。この連絡が買入日の属する月の前月末日までにない場合、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。

〔利払についての規定〕

27. (利払等)

- (1) 各債券の利払日は、年1回、3月22日（その日が銀行休業日の場合は直前の営業日）とします。
- (2) 各債券の利払日には、債券発行時に各債券毎の公庫が定める方法により計算した利息額から源泉徴収税額を差し引いた後の金額を、19から21までに記載の方法により支払います。
- (3) 利払に先立って、「利金支払のご案内」が届出の代表者又は管理会社あてに送付されます。当該代表者は送付された利金支払のご案内について、利払内容と、元利金自動振込先口座を確認したうえで、誤りがあれば事務受託銀行の取扱店に直ちに連絡してください。この連絡が利払日の属する月の10日までにない場合、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) 積立組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号が指定されたときは、当該法人番号を速やかに公庫に提出してください。

〔満期償還についての規定〕

28. (満期償還等)

- (1) 満期償還日は、各債券毎に発行時に公庫が定める日（その日が銀行休業日の場合は直前の営業日）とします。
- (2) 満期償還日まで保有した債券については、各債券の満期償還日にその償還金を、19から21までに記載の方法により支払います。
- (3) 満期償還に先立って、「満期償還金支払のご案内」が届出の代表者又は管理会社あてに送付されます。当該代表者は送付された満期償還金支払のご案内について、満期償還の内容と、元利金自動振込先口座を確認した上で、誤りがあれば直ちに事務受託銀行の取扱店に連絡してください。この連絡が満期日の属する月の10日まででない場合、そのために生じた損害については公庫及び事務受託銀行は責任を負いません。
- (4) 満期償還日以降は利息は付きません。

〔反社会的勢力の排除〕

29. 積立組合（積立組合を構成する区分所有者を含みます。29において同じ。）は、次の(1)から(3)までを公庫に対して誓約します。

- (1) 積立組合が本制度利用中のすべての段階において次の①から⑧までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者を経営に実質的に関わらせること、これらの者に資金供給又は便宜供与すること、これらの者を従事者とする等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係がないことを確約すること。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ⑦ その他①から⑥までに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
 - ⑧ 次のいずれかに該当する者
 - イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - ホ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 積立組合自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までに該当する行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて公庫の信用を毀損し、又は公庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④までに準ずる行為
- (3) (1)の①から⑧までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは(2)の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は(1)に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、積立組合は、次の①又は②の措置について一切の異議等を述べないで応じること。
 - ① 公庫が積立組合の承諾を得ることなく既に積み立てた債券を中途償還すること。
 - ② 公庫は積立組合に対して積立継続を認めないこと。

〔本規定の変更の場合の扱い〕

30. 本規定を変更する場合には、公庫ホームページにてお知らせします。

〔附則〕

その1. 事務受託銀行は株式会社みずほコーポレート銀行とし、取扱店は同行本店とします。

その2. 2000年度募集に係る積立手帳に記載されている「元利金受取口座」については、本規定上の「元利金自動振込先口座」を指すものとします。

その3. 2000年度募集に係る保護預り申込書兼告知書に記載されている「申込証拠金受付期間（積立金の払込期間）」については、この手続規定上の「積立金振込受付期間」を指すものとします。

その4. 附則その1. に定める事務受託銀行については、平成25年7月1日から合併に伴い株式会社みずほ銀行へ変更となっています。